

# 示談書

「大阪 太郎」（以下、「甲」と記す）及び「東京 次郎」（以下、「乙」と記す）は、本日当事者間で以下の通り合意した。

## 第1条 （事実の自認）

乙は甲の妻である「大阪 花子」（以下、「丙」と記す）が既婚者である事を知りながら平成〇〇年〇〇月より継続的に不貞行為に及んでいた。更には継続的に2人きりでデートを行い、手を繋ぎ、抱擁し、キスをした事実を認める。

## 第2条 （謝罪および宥恕）

乙は自らの行動により、甲に対して多大な精神的損害を生じさせた事を認め、謝罪する。甲は乙の謝罪を鑑み、全てを許す事とする。但し、乙が本示談書に定める条項に違反した場合はその限りではない。

## 第3条 （慰謝料の定め）

乙は第1条に対する慰謝料として、金参百萬円の支払義務が発生した事を認め、以下の方法により甲の指定する金融機関の預金口座へ振込送金にて支払う。

- （1） 第1回目は平成〇〇年〇〇月末日までに金壹百五十萬円を支払う。
- （2） 第2回目以降は平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月まで、毎月末日に限り、金壹拾萬円を〇〇回払いする。（但し最終は残金全額とする）
- （3） 甲の指定する金融機関の預金口座  
金融機関名 大阪府信用金庫  
本支店名 大阪支店  
預金種別 普通  
口座番号 12345678  
口座名義 オオサカ タロウ
- （4） 乙は支払に関する振込手数料を負担する。
- （5） 乙は金融機関が発行する振込明細書・通帳記入・web明細のいずれかで領収証の発行に代えるものとし、甲は領収証を発行しないものとする。
- （6） 本件債務については、乙・丙の共同行為に掛かるところの乙の負担金である事を認め、本件債務の全部または一部を丙に一切要求及び負担させない事を約束する。
- （7） 甲が丙に対して慰謝料請求する事を、乙は一切妨げない。

## 第4条 （延滞損害金）

第3条に定める支払いが1回でも遅れた場合、残元本に対して年14.6%の割合による延滞損害金を付加して、乙は甲に対して支払う事とする。

#### 第5条 (期限の利益の喪失)

下記の各号に定める事由が生じた場合、甲が何ら通知・勧告をせずとも、乙は期限の私益を喪失し、尚且つ甲に即座に残額を支払う事とする。

- (1) 乙が第三者から差押え・仮差押え・強制執行を受けた時、並びに競売の申立て、破産手続開始の決定を受けた時
- (2) 乙が甲に無断で引っ越し、移転、所在の変更、住民票の変更、勤務先を変更した時
- (3) 第3条に定める支払いを1回でも怠った場合
- (4) その他、本示談書に違反した時

#### 第6条 (私的接触禁止および違約金の定め)

- (1) 丙に対して電話やメール、SNS、手紙、その他の手法の如何を問わず、私的な連絡を行った場合  
1回につき金**壹拾萬円**
- (2) 丙と食事、飲み会、打ち合わせなど、人数に関わらず接触をもった場合  
1回につき金**參拾萬円**
- (3) 丙とデート、食事など、2人きりで接触をもった場合  
1回につき金**五拾萬円**
- (4) 丙と手を繋ぐ、抱擁などの接触をもった場合  
1回につき金**壹百萬円**
- (5) 丙に対してキス等の接触をもった場合  
1回につき金**壹百五拾萬円**
- (6) 丙と不貞な行為に及んだ場合  
1回につき金**參百萬円**

#### 第7条 (誓約事項と守秘義務)

- (1) 甲及び乙は、双方の私生活や業務の平穩、名譽を害するような言動は行わない。
- (2) 甲及び乙は、本示談書に定める内容について、第三者に告知、開示、漏洩をしない事を双方約束する。

#### 第8条 (清算条項)

甲及び乙は、本示談書の合意によって全て解決した事を確認し、前条により発生しうる損害賠償債権・債務以外は一切関係のない事を双方確認する。

**第9条** （公正証書の作成）

甲及び乙は、本示談書に定める第1条から第8条までの内容について公正証書（強制執行認諾約款付）を作成する。

2 公正証書（強制執行認諾約款付）の作成については、甲指定の行政書士若しくは弁護士を介して行う事とし、作成に掛かる費用については乙が負担するものとする。

以上、本示談書2通を作成及び甲乙各自署名捺印する事により、本示談書の成立を証するものとし、双方1通を保有する事とする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（甲）住所：大阪府大阪市大阪町一丁目1番1号

氏名：大阪 太郎 ⑩

（乙）住所：大阪府大阪市小坂町百丁目百番百号

氏名：東京 次郎 ⑩

勤務先住所：大阪府大阪市最小町百番百号

勤務先名：大阪商事大阪支店